



地域医療支援病院の図書館

増田 徹

I. 地域医療支援病院

地域医療支援病院は、1997年の第三次医療法改正で一般病院、特定機能病院とともに創設された新しい病院類型の1つである。つまり、医療の内容が複雑・多様化し、「何でもやります」という総合病院のようなかたちの医療サービスが難しくなり、おのおのの病院や診療所が連携し、お互いが得意な部分を患者に提供しようというものである¹⁾。

2010年度現在で340施設が承認されている²⁾。1998年度に最初の13病院が承認されたが、紹介率80%以上という承認要件のハードルの高さがあるなど、100施設が承認されるまでに8年を要した。その後2004年の要件緩和を受け、2006年度からの5年間でそれまでの2倍以上の234施設が承認されている。

II. メリット

地域医療支援病院となるメリットは、名称独占と診療報酬である³⁾。医療法第4条の2第3項により、地域医療支援病院でないものは地域医療支援病院またはこれに紛らわしい名称をつけることはできないことになっているので、病院の信頼性を確保できる。

診療報酬については、地域医療支援病院入院加算(1,000点)を1人につき入院初日に1回新たに加算できる。また診断群分類(DPC)請求を導入している医療機関は、地域医療支援病院になると、医療機関別係数に機能評価係数

(0.0294)を加算できる。この加算後の医療機関別係数に年間入院請求点数を乗じたものが増収となる。

III. 申請の要件と図書室

地域医療支援病院の主な承認要件は医療法第4条に示されており、以下の通りである。

1. 他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること。
2. 当該建物の一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
3. 救急医療を提供する能力を有すること。
4. 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
5. 原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。
6. 必要な構造設備・施設を有すること。

1. は具体的には下記のいずれかに該当することを求めている。そのうち(2)と(3)が2004年に要件の緩和として追加された。

- (1) 地域医療支援病院紹介率が80%を上回っていること
- (2) 地域医療支援病院紹介率が60%を上回り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が30%を上回ること
- (3) 地域医療支援病院紹介率が40%を上回り、

ますだ てつ：藍野大学中央図書館
t-masuda@kanri-u.aino.ac.jp

かつ、地域医療支援病院逆紹介率が60%を上回ることを

さて、この中で病院図書館は何を求められているか。医療法には、地域医療支援病院の法定施設として、以下のようである。

第二十二条 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

（略）

八 図書室

承認申請にかかる様式は公開されており、大阪府の「地域医療支援病院」承認要件一覧⁴⁾を見てみると、確かに「施設設備」に、図書室数および蔵書数を書く欄がある。

また承認後も医療法第12条の2により、毎年度道府県知事に業務報告をする必要があり、インターネット上での公表が義務づけられている。大阪府の「地域医療支援病院業務報告要旨」⁵⁾を見てみると、公表されている19施設のうち、5施設が「共同利用施設・設備」に図書室をあげており、4施設が「研修施設」に図書室をあげている。この報告要旨に図書室への言及がない施設も10施設あったが、そのうち4施設が近畿病院図書室協議会の会員施設であり、明らかに図書室がある施設であった。

IV. アンケート結果

今回近畿病院図書室協議会の会員のうち、大阪府の地域医療支援病院の図書館員にアンケートをさせていただき、12施設から回答があった。質問と回答は以下の通りである（表1）。

地域医療支援病院の申請について、何をすべきかわからず困っている施設があるかもしれない。アンケートの結果を見る限り、病院図書館担当者が正職員であるかどうかに関係なく、院

内の実務担当者から図書館員に話がかかることさえ少ないようである。要求されるのは、図書館利用案内の作成や蔵書数の報告、利用規定の見直しといったところである。

広報については、配布資料に病院図書館のことを記載している施設が2施設ある。地域の医師が見て役立てることのできる図書館ホームページは、全施設が用意していないと答えている。病院に勤務する医療者にとってコンパクトながら身近であるという病院図書館の長所は、車や交通機関を使ってわざわざ行かなければならない地域の医師には生かされない。図書館利用に関する詳細や開館日時、そして何より資料の所在などあらかじめ確認できないと、病院外の利用者が病院図書館に来るのは難しいだろう。

利用実態を見てみても、大阪府の地域医療支援病院の病院図書館は、この制度の中でほとんど機能していないというのが実情のようである。

V. 考察

地域医療支援病院は承認されることでメリットを受け、その対価として役割と責任を負うこととなる。制度による病院図書館への要求は非常に小さく、残念ながら図書館活動を促進してくれてはいない。申請時に必要とされるのが、図書室数および蔵書数、業務報告においては図書室の存在の有無である。図書室のスペックとして蔵書数が問われてはいるが、図書を設置した空間があるということと図書館として機能しているということは、まったく別のことである。

こうした周囲の図書館への意識の低さは、病院図書館を取り巻く厳しい現状と無関係ではないだろう。それなら、何より病院図書館自身がその存在意義を高めるために、この制度に乗り、積極的に地域の医師に利用してもらえよう努力していくべきではないのだろうか。

地域医療に携わる医師の医学・医療情報に対するニーズを調査した文献⁶⁾がある。これによると、地域医療に携わる医師は、医学情報の入手に際し「適確な情報が得られない」「時間がか

かりすぎる」「費用がかかりすぎる」「適切なアドバイスが得られない」「文献複写や取り寄せに応じる機関がない」ことで困っている。また医学情報を入手する際に身近にあると便利なものとして「データベース」「医学系大学図書館」

「文献配送サービス」「代行機関（情報の検索から文献リスト作成まで）」をあげている。この「医学系大学図書館」というのは「一般的図書館」との対比であり、この結果を見るかぎり、病院図書館が地域の医師に資することができる

表1 大阪府地域医療支援病院（会員施設）の図書館へのアンケート

1. 図書室担当者は正職員ですか。		
A. はい		8
B. いいえ		4
2. 地域医療支援病院の申請に際し、図書室担当者として関わりましたか。		
A. 図書室担当者として関わった		2（うち正職員1）
B. 図書室担当者だったが関わらなかった		7（うち正職員5）
C. 申請時図書室担当者ではなかった		3（うち正職員2）
A. の具体的な内容		
・地域の医師向けの図書室利用案内作成（元々あったものを地域医療支援病院の申請前に改訂）した。		
・雑誌や図書の蔵書数の報告と図書室利用規定の見直しをした。		
3. 地域医療支援病院の大阪府への業務報告において、図書室担当者として関わりましたか。		
A. 図書室担当者として関わった		3（うち正職員3）
B. 図書室担当者だったが関わらなかった		5（うち正職員4）
C. 業務報告については何も聞いていない		4（うち正職員1）
A. の具体的な内容		
・院内の地域医療課スタッフへ、図書室内の配架本（雑誌や書籍）や設備などについて説明した。		
・図書室利用規程、蔵書数の資料を提供した。		
・雑誌や図書の蔵書数の報告と図書室利用規定の見直しをした。		
4. 地域の医師に図書室の利用について広報していますか。		
A. 配布資料に図書室に関する記事を掲載している		2（うち正職員1）
B. 特にしていない		8（うち正職員6）
C. その他		2（うち正職員1）
C. その他の具体的な内容		
・病院 HP 上地域医療室→登録医制度のページに「職員用図書室を開放」と一文が明記されている（図書室への相談・承諾なし）。		
・広報紙に、登録制で開放していることと、登録の案内が載っている模様（司書は掲載内容に関してはノータッチなので、詳しいことは不明）。		
5. 地域の医師が見て役立つことのできる図書室ホームページがありますか。		
A. ある		0
B. ない		12
6. 地域の医師は図書室を利用していますか。		
A. よく利用している		0
B. あまり利用していない		4（うち正職員3）
C. ほとんど利用していない		8（うち正職員5）
7. 地域医療支援病院図書室として、地域の医師に貢献できていると思いますか。		
A. できている		0
B. できていない		12
C. その他		0
8. 地域医療支援病院図書室としての特記事項、また他にご意見があればお願いします。		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院になってまだ日が浅いので、これから利用が増加していくのではないかと考える。 ・司書が直接関わる機会があまりないからかもしれないが、どういう役割が求められているのかがいまいちわからない。ニーズがよく見えてこない。 ・地域医療支援病院図書室が何をサービスするのか全く知らされておりませんが、以前一度地域支援担当事務より、雑誌文献のコピー（院内所蔵分）の依頼がありました。 ・地域の医師に利用してもらえよう、今後改善していきたいと考えております。 		

のは明らかである。

地域医療支援病院の病院図書館は、積極的に地域の医師を対象に文献の取り寄せ業務を請け負うべきである。それもできるならFAXやメールで受け付け、入手した文献を郵送し、空間的な制限をできるだけ少なくしないと、利用は促進されない。この制度の趣旨は、地域医療支援病院が、当該病院に勤務しない医師やその他の医療従事者を支援するというものであり、病院が地域医療支援病院となった瞬間に、地域の医師も病院図書館の利用対象者となるはずである。地域医療支援病院の病院図書館は、業務量が飛躍的に増えるかもしれないが、今後必要とされる可能性を大いにひろげることになりうる。医療の世界に寄与していこうと思う病院図書館員にとって本望のはずである。

この稿を書くにあたって、アンケートにご協力いただきました近畿病院図書室協議会会員のみなさまがたにお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 真野俊樹. 医療経済学で読み解く医療のモンダイ. 東京: 医学書院; 2008. p. 118.
- 2) 厚生労働省医政局総務課. 地域医療支援病院について (第1回特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会資料 3-1). [引用日 2012-06-06]
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000253pd-att/2r985200000253tc.pdf>
- 3) 長崎県. 地域医療支援病院 Q&A. [引用日 2012-06-06]
<http://www.pref.nagasaki.jp/iryoyou/iryoyoji/tii-kihppqa.htm>
- 4) 大阪府. 地域医療支援病院承認要件一覧 (地域医療支援病院とは). [引用日 2012-06-06]
[http://www.pref.osaka.jp/attach/3738/00019502/1904syoninyouken-itiran\(osaka\).xls](http://www.pref.osaka.jp/attach/3738/00019502/1904syoninyouken-itiran(osaka).xls)
- 5) 大阪府. 地域医療支援病院の業務報告の公表について 平成 21 年度実績分 (地域医療支援病院). [引用日 2012-06-06]
http://www.pref.osaka.jp/iryoy/byouin/chiikiiryo_gyoumuhou.html
- 6) 堤亮平: 地域医療に携わる医師の医学・医療情報の需要・ニーズ調査. 医学図書館. 2010; 57(2): 187-92.